

堺市公報 第9号	平成30年2月23日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	2
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	5
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	5
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○堺市立のびやか健康館条例に基づく堺市立のびやか健康館の開館時間等について 【環境局環境事業部環境事業管理課】	8
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農水産課】	9
○南部大阪都市計画地区計画の原案の縦覧について 【建築都市局都市計画部都市計画課】	22
<b>&lt;上下水道局管理規程&gt;</b>	
○堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程	

【上下水道局総務部経理課】……………24

告 示

堺市告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2796200117
事業所名称	愛の家グループホーム堺日置荘北町
事業所所在地	堺市東区日置荘北町3丁1番52号
指定の申請者	メディカル・ケア・サービス関西株式会社
主たる事務所の所在地	泉大津市池浦町四丁目7番18号
代表者名	浅野雅良
指定年月日	平成30年2月1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護

堺市告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の20第1号の規定により告示する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2796200117
事業所名称	愛の家グループホーム堺日置荘北町
事業所所在地	堺市東区日置荘北町3丁1番52号
指定の申請者	メディカル・ケア・サービス関西株式会社
主たる事務所の所在地	泉大津市池浦町四丁目7番18号
代表者名	浅野雅良
指定年月日	平成30年2月1日
サービスの種類	介護予防認知症対応型共同生活介護

堺市告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
シンシア訪問看護ステーション	堺市中区毛穴町92-1 ベニヤビル2階	訪問看護	平成30年2月1日

堺市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
紀北調剤薬局まんざきひしき店	堺市西区菱木1-2229-2	薬局	平成30年2月1日
ワンラブ訪問看護ステーション	堺市南区槇塚台2丁39-5-307	訪問看護	平成30年2月1日
すまいる・ポッケ訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町1667番地 Polaire	訪問看護	平成30年2月1日
訪問看護ステーション仁	堺市東区南野田344番14	訪問看護	平成30年2月1日

堺市告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
きららファミリークリニック	堺市西区上467	病院・診療所	平成30年2月1日
小川クリニック	堺市南区高尾2-448	病院・診療所	平成30年2月1日
きぼう薬局おおとり店	堺市西区鳳北町4-221-5	薬局	平成30年1月1日
サエラ薬局 アリオ鳳店	堺市西区鳳南町3-199-12 アリオ鳳アリオモール2階 2110	薬局	平成30年1月1日

おはな薬局	堺市中区深井沢町3140	薬局	平成30年1月1日
あるく訪問看護ステーション	堺市西区北条町2-5-12	訪問看護	平成30年2月1日
訪問看護ステーションR ESOLAS	堺市西区浜寺諏訪森町東3-358	訪問看護	平成30年1月1日
わかば訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町1207-4	訪問看護	平成30年1月1日

堺市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
ライフ訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町2213-1 街路ビル	訪問看護	平成30年3月1日

堺市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道 路 区 域 変 更 調 書

路 線 名	区 間 から まで	旧 新	敷 地 の		備 考
			幅員m	延長m	
黒山1号線	美原区黒山562番1地先	旧	1.97	10.30	(70209)
	〃 562番1地先	新	3.47	10.30	
黒山1号線	美原区黒山562番1地先	旧	2.20 2.93	45.69	(70209)
	〃 562番1地先	新	3.45 4.34	45.69	

公 告

堺市公告第135号

堺市立のびやか健康館の特定天井改修外工事が完了したことに伴い、堺市立のびやか健康館条例（平成15年条例第33号）第7条第1項の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の開館時間等を指定管理者が定めたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

1 開館時間

曜日等	平日（水曜日を除く。）	土曜日	日曜日	祝日
時間	8時30分から 23時まで	8時30分から 23時まで	8時30分から 21時まで	8時30分から 21時まで （平日の祝日は 19時まで）

※1 平日とは、月、火、木及び金曜日をいう。ただし、その日が祝日である場合は、除く。

※2 水曜日に開館する場合の開館時間は、祝日に準ずる。

※3 各種スクールの都合により、上記の開館時間を変更することがある。

2 休館日

- ・毎週水曜日。ただし、祝日である場合は、開館する。
- ・年末年始（12月31日、1月1日及び1月2日）
- ・その他特別休館日（施設点検など）

3 利用時間

利用施設	曜日等	利用時間
フィットネスルーム・浴場・プール	平日	10時から23時まで
	土曜日	10時から21時まで



	日曜日	10時から19時まで
	祝日	10時から19時まで
屋内テニスコート	平日	10時から23時まで
	土曜日	10時から23時まで
	日曜日	10時から13時まで
	祝日	10時から19時まで
屋内フットサルコート	平日	19時から23時まで
	土曜日	13時から23時まで
	日曜日	13時から21時まで
	祝日	19時から21時まで (平日は利用できません。)
多目的グラウンド	休館日を	10時から19時まで
バーベキュー施設	除き、全日	11時から17時まで
会議室	平日	10時から23時まで
	土曜日	10時から23時まで
	日曜日	10時から21時まで
	祝日	10時から19時まで

堺市公告第136号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

平成29年度 第11号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年2月8日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	地積(m <sup>2</sup> )	状況 地目	住所	氏名	利用権の種類 及び貸付される 土地事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市南区大庭寺969	北野 幸泰	南区稲葉2丁	1775-1	1,355	田	堺市西区菱木4丁2810-1	辻林 信一	使用貸借による 権利	田として 利用	平成30年3月1日	平成33年2月28日	-	-
堺市中区深阪6丁16-3	楠川 重廣	中区稲葉	121-2	876	田	堺市南区稲葉51-1	東尾 寛二	使用貸借による 権利	田として 利用	平成30年3月1日	平成33年2月28日	-	-
兵庫県佐用郡佐用町船越字飯坂395 番地	株式会社 農業ライブ	南区箕木多上	2706	750	田	堺市南区柳尾494	中井 功	使用貸借による 権利 (解除条件付)	田として 利用	平成30年3月1日	平成33年2月28日	-	-
堺市中区深阪5丁572-6	中野 年安	中区稲葉	107-1	1,004	田	堺市中区稲葉44	永野 美化	使用貸借による 権利	田として 利用	平成30年3月1日	平成33年2月28日	-	-
		中区稲葉	107-2	961	田								
		中区稲葉	108-2	310	田								
堺市南区柳尾1302番地	西林 善成	南区稲葉3丁	1592、1594合 併	1976のうち 1790、54	田	堺市西区菱木4丁2804番地	阪口 博之	使用貸借による 権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-
		南区稲葉3丁	1593	971	田								
堺市北区金岡町72164番地1	芝尾 恭典	中区上之	2040	591	田	堺市中央区上之2888番地	清瀬 貞己	使用貸借による 権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-
		北区金岡町	2747	1,067	田	羽曳野市伊賀6丁目2番2号	高岡 勝治	使用貸借による 権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-
		北区金岡町	2749	561	田								
		北区金岡町	2503	2,009	田	堺市北区金岡町2456番地	間吉 一彦	使用貸借による 権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-
		北区金岡町	2504	1,295	田	南河内郡河内町一須賀538番地	須原 美千代	使用貸借による 権利	田として 利用	平成30年4月1日	平成33年3月31日	-	-

利用種の設定を受ける者(借り手)		利用種を設定する農地				利用種を設定する者(貸し手)		設定する利用種					
住所	氏名	所在	地番	地積(m <sup>2</sup> )	地目	住所	氏名	利用種の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借費(円)	借費の支払い方法
堺市北区金剛町2164番地1	芝尾 恭典	東区口置若原寺町	331	1,338	田	堺市東区大美野135番地7	松村 茂	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
							松村 修						
							安藤 祥子						
堺市東区扇茶屋5番1	植田 謙一郎	中区深井畑山町	2508	1,031	田	水田 正行	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
						水田 あゆみ							
						大町 京子							
堺市東区高松5番地	阪口 茂樹	東区丈六	325-1	575	田	谷尾 昌信	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
						寺田 健太郎							
						使用貸借による 権利							
堺市北区金剛町759番地	橋本 保	北区金剛町	2741	1,001	田	箕野 俊一	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
						使用貸借による 権利							
						使用貸借による 権利							
堺市東区菩提町3丁125番地	野口 晋清	東区菩提町2丁	65	1,160	田	安田 貞己子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
						使用貸借による 権利							
						使用貸借による 権利							
堺市西区菱木4丁2746番地	森口 久司	南区稲葉3丁	1557-1	1,087	田	吉村 友信	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
						使用貸借による 権利							
						使用貸借による 権利							
		西区菱木4丁	1918	1,259	田	藤井 明美	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
						使用貸借による 権利							
						使用貸借による 権利							
		西区山田4丁	1466-1	869	田	山本 和代	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
						使用貸借による 権利							
						使用貸借による 権利							

利用種の設定を受ける者(借り手)		利用種を設定する農地					利用種を設定する者(貸し手)		設定する利用種				
住所	氏名	所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用種の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区深阪6丁16-3	樋川 重廣	中区平井	594	田	952	堺市中区橋葉58番地	松田 智子 松田 さゆき	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
		中区平井	595	田	912								
		中区平井	596	田	869								
		中区平井	597	田	132								
		中区橋葉	120-2	田	499のうち 287.65								
堺市南区橋葉2丁1737番地	寺山 久	南区橋葉3丁	1577	田	608	堺市南区橋葉1丁3054番地1	川邊 勝治	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
		南区橋葉3丁	1578	田	505								
		西区太平寺	172	田	1,821								
		西区太平寺	173-1	田	925								
		西区太平寺	408	田	390								
和泉市箕形町1-3-26	味谷 任一	西区太平寺	592	田	4,217	堺市西区太平寺584番地	木寺 康晴	賃借権	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	12,532円	毎年末までに 貸し人宅へ持参
		西区太平寺	1481	田	1,077							6,285円	
		西区山田4丁	89	田	958							2,642円	
		東区高松	89	田	958							28,761円	
堺市東区高松180番地	藤井 之	東区高松	89	田	958	堺市東区日蓮莊原寺町43番地1	岡原 久仁子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	16,000円	毎年末までに 貸し人指定口座に 振り込み
		東区高松	89	田	958							-	

利用種の変更を受ける者(借り手)		利用種を設定する農地				利用種を設定する者(貸し手)		設定する利用種					
住所	氏名	所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用種の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借費(円)	借費の支払い方法
堺市中区小阪587番地	藤原 武平	中区上之	2014	田	817	堺市東区草尾120番地	田中 賢	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
堺市南区船尾3762番地	西川 勝己	南区船尾3丁	1589-1	田	1,781	高石市千代田1丁目13-3	小倉 武士	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
堺市中区伏見145番地2	赤坂 定雄	中区伏見	146	畑	674	堺市南区和田411番地1	土師 定子	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
堺市中区辻之118番地8	木村 勇	中区辻之	1062	田	181	堺市北区中百舌島町4丁506番地	楠本 寛	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
		中区辻之	1063	田	459								
		中区辻之	1068	田	747								
堺市美原区真福寺322番地	本並 昌幸	美原区本井	61-2	田	354	堺市中区辻之1615番地1	川北 剛	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
		美原区本井	65-2	田	578	堺市美原区大塚301番地1	森 育子	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成20年3月1日	平成23年2月28日	-	-
堺市中区新家町679番地11	納 健二郎	美原区阿弥	244	田	2,591	堺市美原区阿弥9291番地	松永 美保	使用貸借による 権利(除却条件 付)	畑として 利用	平成20年3月1日	平成23年2月28日	-	-

利用種の設定を受ける者(借り手)		利用種を設定する農地					利用種を設定する者(貸し手)		設定する利用種					
住所	氏名	所在	地番	地況 地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用種の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借費(円)	借費の支払い方法	
堺市南区船尾3178番地	山本 孝映	南区船尾	431	田	267	堺市南区桃山台2丁4番3号	中井 由弘	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年3月1日	平成23年2月28日	-	-	
		南区船尾	432	田	509									
		南区船尾	434	田	472									
		南区船尾	444	田	300									
		南区船尾	445	田	112									
堺市西区藤中町2丁23番地182	吉田 雄二	南区船尾	429	田	631	和成市久井町279番地1	横田 美智代	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年3月1日	平成23年2月28日	-	-	
		西区太平寺	635	田	935									
堺市北区長曾根町586番地	今野 正章	西区太平寺	662	田	1,104	堺市中央区深阪2丁4番51号	盛尾 典明	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
		東区石原町3丁	152-1	田	736									
		東区石原町3丁	167	田	687									
堺市北区金剛町2239番地	芝尾 健	東区石原町3丁	178	田	687	堺市南区松島町2丁97	多井 孝仁	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
		東区石原町3丁	167	田	687									
		東区石原町3丁	178	田	687									
堺市北区金剛町2239番地	芝尾 健	東区石原町3丁	167	田	687	堺市南区南三国ヶ丘町5丁5番1号	以倉 吉隆	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	
		東区石原町3丁	178	田	687									
堺市北区金剛町2239番地	芝尾 健	北区金剛町	2736-2	田	1,251	東大阪府池島町2丁6番12号	小川 孝信 小川 晋三 小川 弘枝	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-	

利用種を受付ける者(借り手)		利用種を設定する農地				利用種を設定する者(貸し手)		設定する利用種					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用種の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市北区野道町542番地3	松本 秀雄	北区中村町	359	田	1,272	堺市北区中村町1240番地	北川 吉平	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
		北区中村町	361	田	809								
堺市南区若松台3丁4番12号	藤坂 敏基	南区別所	1451	田	251	堺市南区別所1090番地	北本 博	貸借権	畑として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	3,765円	毎年末までに 貸し金を一括で 返済
		南区別所	1452	田	155							2,225円	
		南区別所	1453	田	300							4,500円	
		南区別所	1454	田	99							1,485円	
		南区別所	1455	田	142のうち97							1,655円	
		南区別所	1459	田	489のうち42 8.74							6,031円	
		南区別所	1460	田	519							7,785円	
		南区別所	1463	田	528							7,920円	
		南区別所	1464	田	112							1,680円	
		南区別所	1465	田	297							4,455円	



利用種の設定を受ける者(借り手)		利用種を設定する農地				利用種を設定する者(貸し手)		設定する利用種					
住所	氏名	所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用種の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借費(円)	借費の支払い方法
堺市中区上之438番地3	有限会社 然菜	中区田園	869-1	田	646	堺市中区田園633番地15	仲野 利子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
堺市北区野遠町586番地	永木 富美男	中区田園	867-1	田	674	富田林市津々山台1丁目番6-213	嶋谷 康弘	使用貸借による 権利	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	-	-
兵庫県佐用郡佐用町高瀬字横坂395 番地	株式会社 農業ライブ	北区野遠町	488-1	田	1,004	堺市北区野遠町565番地	菅根 喬樹	賃借権	田として 利用	平成20年4月1日	平成23年3月31日	17,000円	拘参
	28名	南区大森	171-1	田	677	堺市南区桃山台2丁目4-4	中井 喜代美	使用貸借による 権利 (解除条件付)	田として 利用	平成20年3月1日	平成23年2月28日	-	-
			76 筆		63,318.93		52名						

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**賃 貸 借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)
---------------------

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下、「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

## (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項の規定による南部大阪都市計画地区計画の案の作成に当たって、堺市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年条例第18号）第2条の規定により、次のとおり公告し、及び当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、同法第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、地区計画の原案について堺市長に意見書を提出することができる。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

種類	名称	位置	区域
地区計画	(仮称)黒山東地区地区計画	堺市美原区黒山地内	別添図のとおり

2 都市計画の原案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

平成30年2月23日から

平成30年3月9日まで

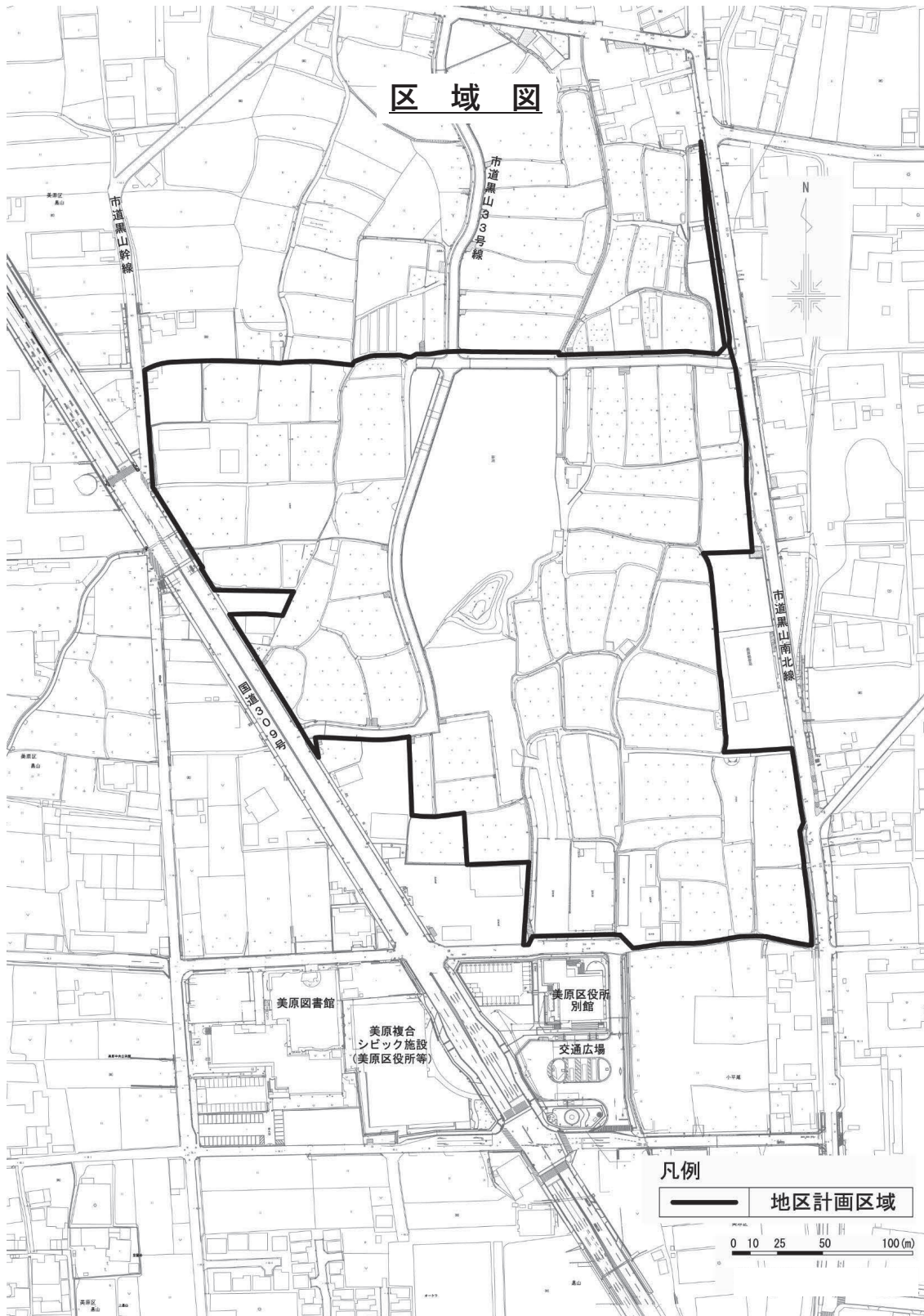
3 意見書の提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

電話 072-228-8398 ダイヤルイン





**上下水道局管理規程**

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年2月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第1号

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程（平成21年上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者においてこれに準ずると認める書面により届け出る場合は、この限りでない。

	「		「		
		2,000円		2,400円	
		1,900円		2,200円	
		1,900円		2,200円	
		12円		14円	
		2,000円		2,400円	
		1,900円		2,200円	
		1,900円		2,200円	
		1,900円		2,200円	
		8,000円		8,000円	
別表中		990円	を	1,200円	に改める。
		50円		59円	
		71円		84円	
		110円		130円	
		140円		170円	
		210円		250円	
		280円		340円	
		500円		590円	
		710円		840円	
		1,400円		1,700円	
		710円		840円	
	」		」		



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後の使用期間に係る使用料について適用し、同日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用が始まり、同日以後も引き続き使用している物件で、使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。